

東社協 東京都地域公益活動推進協議会
令和6年度 地域課題に取り組むための助成事業 実施要項

1 主旨

コロナ禍により、つながりの希薄化や社会的孤立、生活困窮などを始めとするさまざまな地域課題が顕在化した今日、社会福祉法人には関係機関や地域住民との連携による公益的な取組みが期待されている。（*別紙参考資料参照）

については、それらの課題解決に向けて、複数法人による連携や、社会福祉法人が地域住民・関係機関等と連携して取り組む新たな地域公益活動を支援するため、当協議会では標記助成事業を実施する。

2 助成事業について

(1) 助成金額 1法人につき上限 30 万円（*合計 150 万円）

(2) 助成対象・要件

- ① 社会福祉法人が地域生活課題や住民のニーズに対応するため、地域住民・関係機関や、複数法人と連携して新たに取組む地域公益活動や、既存の取組みの拡充等を対象とする
- ② 令和6年4月～令和7年3月末までにかかる経費を対象とする
- ③ 対象経費は、取組みにかかる会議費、会場費、印刷費、通信運搬費、事業に必要な物品購入の費用等とする（*人件費は対象外）
- ④ 区市町村の社会福祉法人のネットワークにかかる事業費・事務費については対象外とする

(3) 備考

- ・当協議会に対して、適宜、進捗状況等の報告および情報提供に協力すること。
- ・事業実施後には、当協議会へ事業報告および収支報告を提出すること。

(4) 申請締切 **令和6年8月9日(金)**

(5) 申請方法

事業を中心的に実施する社会福祉法人から、指定の「助成申請書」(様式あり)および当該事業の予算書(様式問わない)を締切日までに下記事務局へメールにて提出すること。

(6) 審査・決定

当協議会の事業開発委員会において審査し、決定する。決定および送金については、9月中下旬以降を予定。

3 問合せ・申請先

<東京都地域公益活動推進協議会 事務局>

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当(阿部・高崎)

電話:03-3268-7192 メールアドレス:tky-koueki@tcsw.tvac.or.jp